

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年2月10日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

南部下水道センター護岸等緊急対策工事
(大型土のう工 一式、鳥浜第二ゲート復旧工 一式)

2 履行場所

金沢区幸浦二丁目7番地2ほか1か所

3 契約日

令和元年9月19日

4 履行期間

令和元年9月24日から令和元年10月31日まで

5 契約金額

11,176,000円（うち消費税及び地方消費税額 1,016,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 小雀建設株式会社
代表者 代表取締役 小泉和雄
所在地 横浜市戸塚区小雀町129番地3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和元年9月の台風15号により、南部下水道センター建設予定地と鳥浜第二工場排水処理場跡地にてゲート転倒破損等の被害が発生しました。その後も台風19号の接近が予測されており、被害拡大を防ぐためにも緊急対策工事を実施する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

被災場所は、現在施工中である「磯子第二ポンプ場導水渠築造工事」の施行場所に近いため、本件緊急工事の実施にあたり、早急に対応が可能な当該工事の請負人である「小雀建設株式会社」を契約の相手方としました。

9 所管課

環境創造局下水道施設整備課